

## 「京都府産木材の利用の促進に関する基本方針」概要

### はじめに

森林は、木材生産をはじめ、日々の生活や農業、産業に必要な水源の涵養、洪水や土砂災害から守る国土の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止など様々な多面的機能により、府民の生活を支えています。

森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、植林から下刈り、間伐、伐採、再造林までしっかりと保全・管理を行うとともに、森林づくりから木材利用までの各分野が産業として成り立ち、持続可能な経済社会として、森林資源が「循環」していくことが何よりも重要です。

### 【森林資源の循環利用のイメージ】



(出典：森林・林業白書)

### 第1 「京都府産木材の利用の促進に関する基本方針」策定の趣旨

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」に基づき、木材利用を促進するための施策や目標値、さらには「京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例（令和4年京都府条例第16号）」に係る具体的な取り扱いを規定した府の基本方針を策定し、京都府産木材の率先利用と、民間建築物への波及効果を一層促進します。

### 第2 建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

#### 1 木材利用を促進する意義

- ・ 林業・木材産業の持続性を高めるとともに、森林の適正な整備につながり、ひいては山村をはじめとする地域経済の活性化に寄与
- ・ 「カーボンニュートラル」の特性を有し、「環境にやさしい」素材であるとともに、府内での利用を促進することは、輸送過程時のエネルギー消費が抑えられ温室効果ガス排出削減にも貢献
- ・ 断熱性、調湿性等に優れるとともに、人をリラックスさせるなど、心理面・身体面・学習面等での効果による快適な生活空間の形成

#### 2 木材利用を促進する基本的方向

- ・ 公共建築物はもとより民間建築物での利用が促進されるよう、木造建築物の普及、技術的情報の提供、設計・施工の知識・技能を有する人材の育成などに努める
- ・ 林業・木材産業の事業者等による合法伐採木材の安定供給に努める

### 第3 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 木材の利用の促進を図る公共建築物

##### 1) 対象

府の各種庁舎のほか、教育施設、文化施設、運動施設、福祉施設、医療施設、農林水産業関連施設等の府民が利用する公共建築物や府営住宅とする

##### 2) 積極的に「木造化」を促進する公共建築物の範囲（条例第7条第1項）

「高さ16m（階数3階）以下、かつ延べ面積3,000㎡以下」の施設は、原則、京都府産木材の利用による「木造化」に努める（木造化は混構造の採用も検討）

##### 3) 法令等により木造化になじまず、又は木造化が困難な場合の適用除外の規定（条例第7条第1項第2号）

- ① 法令の規定や施設の設置基準などにより困難な場合
- ② 技術面（構造計画など）やコスト面で困難な場合
- ③ 建築物に求められる機能等の観点により困難な場合
- ④ その他知事が認める場合

##### 2 公共土木（条例第7条第1項）

府が実施する土木工事又は公共建築物や公園などの外構工事の各種資材及び仮設資材等を対象とする

##### 3 備品・消耗品等

府有施設における机、椅子などのオフィス家具や紙類、文具などの消耗品の導入及び木質バイオマスの利用を対象とする

##### 4 維持管理

設計段階からライフサイクルコストの検討を行うとともに、劣化対策など適切な維持管理に努める



府立施設の木造化



木製治山ダム



丸太伏工



会議用机

## 5 木材の利用の促進の啓発と気運醸成

府民会議において、行政機関、府民等、森林資源関連事業者等が、木材の利用の促進に関する意見交換及び府民等の気運の醸成を図るとともに、優れた取組を行った者への顕彰や木材利用等に関する情報の発信等を通じて普及啓発を図る

## 6 本方針で利用を促進する京都府産木材

原則として「京都府産木材認証」を受けた木材の利用とし、当該木材の使用が困難な場合は「京都府産木材証明」を受けた木材とする



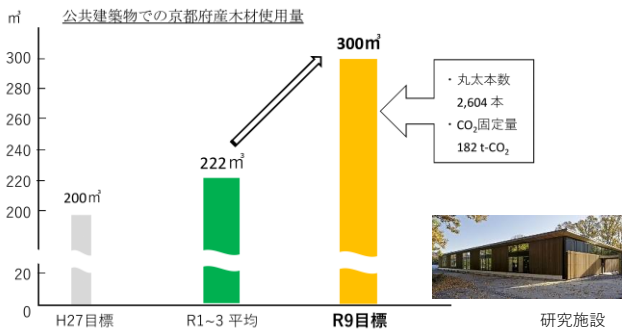
認証制度シボルマーク

## 第4 京都府が整備する公共建築物等及び民間建築物における木材の利用の目標（令和9年度）

木材利用の促進を図るとともに、利用状況を把握した上で課題解決に取り組むため、「公共建築物」、公共土木」及び「民間建築物」における木材利用の目標を設定する

### ○ 公共建築物

- ◆ 京都府産木材使用量：300.0 m<sup>3</sup>
- ◆ 木造化率：100%
- ◆ 内装等の木質化率：100%



※ 公共建築物の整備に当たっては、京都府産木材の利用による木造化・内装等の木質化を積極的に促進。さらに、製材等のほかCLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組む

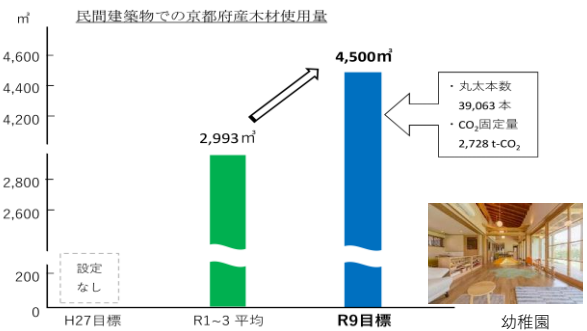
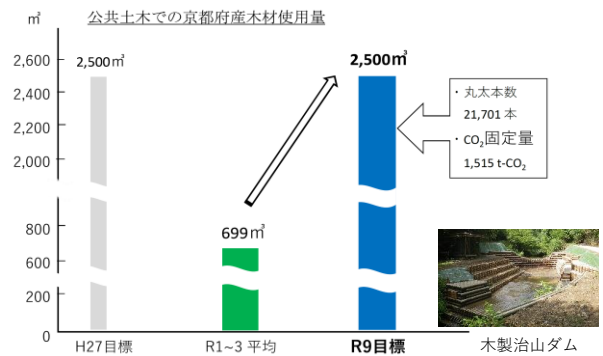
### ○ 民間建築物

(京都府産木材認証制度を適用した建築物に限る)

- ◆ 京都府産木材使用量：4,500.0 m<sup>3</sup>

### ○ 公共土木

- ◆ 京都府産木材使用量：2,500.0 m<sup>3</sup>
- ◆ 木材使用率：100%



## 第5 市町村や建築一般（民間建築）での木材利用の拡大

### 1 市町村

府は、市町村における京都府産木材の利用を拡大するため、市町村の基本方針に基づいた木材利用が行われるよう、木材の調達や利用に関する助言を行うなど、市町村と連携して木材の利用に取り組みやすい体制整備に努める



町役場

### 2 民間建築

府は、民間での木材利用の取組を拡大するため、建築計画の情報収集や木材利用の働きかけに努めるとともに、京都府地球温暖化対策条例に基づく木材利用の推進や、豊かな森を育てる府民税を活用した事業等による木造化・木質化への支援に努める



幼稚園

## 第6 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

### 1 木材の供給に携わる者の責務

森林所有者、林業従事者、木材製造業者等は、木材の利用が促進されるよう木材の適切かつ安定的な供給に努める

### 2 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

府及び市町村は、CLT等の強度や耐火性に優れた建築用木材について、技術の開発及び普及に努める